# 入会金及び会費等に関する細則改訂案について

下記の変更につき、ご審議お願い申し上げます。

記

# 変更点要覧

| 現 行            | 改正案                           | 備考 |
|----------------|-------------------------------|----|
| (2001年2月19日改正) | (2003年3月7日改正)                 | 更新 |
|                |                               |    |
|                | 附則 2                          |    |
|                | 1 この細則は、2003年3月7日から           | 追加 |
|                | 施行する。                         |    |
|                | 2 この細則別表の定めにかかわらず、            |    |
|                | 2001年3月31日現在の会員で、理事           |    |
|                | 会が非営利団体正会員と認める正会員             |    |
|                | の <u>2003年度分および2004年度分</u> の会 |    |
|                | 費年額は、それぞれ 300,000 円とする。       |    |
|                |                               |    |
|                |                               |    |

#### 入会金及び会費等に関する細則

(2003年3月7日改正)

### 第1章 総則

#### (目的)

第 1 条 この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第 6 条 第 3 項及び第 7 条第 2 項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの入会金及び会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会費・入会金等

#### (入会方法及び入会金の金額)

- 第2条 正会員および賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会費を納入しなければならない。
- 2 正会員および賛助会員の入会金は0円とする。
- 3 事務局は、入会承認後、入会年度の会費の納入を確認し、入会通知書を発行する。 入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

#### (会費の金額)

- 第 3 条 正会員の会費年額は、当該会員の選択により別表「会費分類」記載のいずれかの 会費とする。ただし、同表記載の個人正会員推薦枠によって推薦された個人正会員の 会費は免除する。
- 2 会費年額の変更は、前年度末までに会費分類選択届を提出することにより行う。この会費分類選択届が提出されなかった場合は、前年と同一の会費分類が選択されたものとみなす。
- 3 賛助会員の納める年会費は一口 100,000 円とし、一口以上とする。

#### (会費の納入方法)

- 第4条 会費の納入方法は、理事長が別に定める銀行への振込みとする。
- 2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

#### (会費納入遅延に対する措置)

第 5 条 理事会は、この細則に定める会費の納入を遅延した正会員に対して、総会における議決権行使の停止措置、および当センターが行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。

## 附則

- 1 この細則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 この細則別表の定めにかかわらず、2001 年 3 月 31 日現在の会員で、理事会が非営利団体正会員と認める正会員の 2001 年度分および 2002 年度分の会費年額は、それぞれ 300,000 円とする。
- 3 この細則施行のときに、細則第3条の選択をしていない会員は、会費Dを選択したものとみなす。

## 別表「会費分類」

|   | 会費分類                         | 会費年額   個人正会員推薦枠   |   |
|---|------------------------------|---|---|
|   | 会費 S<br>会費 A<br>会費 B<br>会費 C | 10,000,000 円   9<br>  5,000,000 円   4<br>  2,500,000 円   1<br>  1,000,000 円   0 |   |
| l | 会費 D                         | 500,000円   0  | 1 |
|   |                              |   |   |

## 附則 2

- 1 この細則は、2003年3月7日から施行する。
- 2 この細則別表の定めにかかわらず、2001 年 3 月 31 日現在の会員で、理事会が非営利団 体正会員と認める正会員の2003 年度分および2004 年度分の会費年額は、それぞれ300,000 円とする。